

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和7年1月8日	OTB株式会社(法人番号 7120001216766)代表者杜明	大阪府大阪市東淀川区東 中島二丁目15番19号	泉州	大阪府貝塚市三ツ松706-12	警告	道路運送法第27条第3項	令和6年10月23日、新規許可を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)	0	0
令和7年1月8日	大阪旅行株式会社(法人番号 2120001216515)代表者王小蘭	大阪府大阪市西成区潮路 一丁目9番19号 久津和ビルS206号室	大阪	大阪府大阪市西成区潮路一丁目9番19号 久津和ビルS206号室	警告	道路運送法第27条第3項	令和6年8月29日、同年9月6日及び同年9月27日、新規許可を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反【一部記録なし】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、「運輸規則」)第24条第5項)(2)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(運輸規則第24条第5項)(3)業務の記録義務違反【記録事項の不備】(運輸規則第25条第3項、第4項)	0	0
令和7年1月16日	三協交通有限会社(法人番号 7140002030909)代表者西村義彦	兵庫県三木市緑ヶ丘町本 町1丁目1番地	本社	兵庫県三木市緑ヶ丘町本町1丁目1番地	輸送施設の使用停止 (56日車)	道路運送法第27条第3項	令和6年7月9日及び同年7月11日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。12件の違反が認められた。(1)「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号)の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、「運輸規則」)第21条第1項)(2)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(運輸規則第21条第5項)(3)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項、第2項)(4)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(運輸規則第24条第5項)(5)業務の記録義務違反【記載事項の不備】(運輸規則第25条第3項、第4項)(6)乗務員等台帳の作成、備付け義務違反【作成なし】(運輸規則第37条第1項)(7)乗務員等台帳の作成、備付け義務違反【記載事項等の不備】(運輸規則第37条第1項)(8)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。以下、「運転者に対する指導監督告示」)による指導監督義務違反【大部分不適切】(運輸規則第38条第1項)(9)運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存義務違反【一部記録なし】(運輸規則第38条第1項)(10)運転者に対する指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)(11)点検整備関係義務違反【定期点検整備等の未実施(道路運送車両法第48条)】(運輸規則第45条)(12)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(運輸規則第46条)	6	6
令和7年1月17日	有限会社ダイヤモンド(法人番号 2140002015006)代表者勝康行	兵庫県神戸市須磨区妙法 寺字上野路1068	本社	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字上野路1068	輸送施設の使用停止 (10日車)	道路運送法第27条第3項	令和6年7月17日、事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)業務の記録義務違反【記録事項の不備】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、「運輸規則」)第25条第3項)(2)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。以下、「運転者に対する指導監督告示」)による運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切】(運輸規則第38条第1項)(3)運転者に対する指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)(4)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(運輸規則第46条)	1	1

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和7年1月20日	株式会社エムティー(法人番号1120001195462)代表者井澤義正	大阪府大阪市生野区舍利寺二丁目15番23号	本社	大阪府大阪市生野区舍利寺二丁目15番23号	警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置駐車違反)が過去1年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。)による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
令和7年1月22日	有限会社浜の宮タクシー(法人番号4140002036470)代表者高木学	兵庫県加古川市尾上町口里字中宮51番地74号	本店	兵庫県加古川市尾上町長田246番の1	警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(その他の道路交通法の違反)が過去1年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。)による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
令和7年1月24日	大阪エムケイ株式会社(法人番号1120001036971)代表者青木義明	大阪府大阪市西成区北津守2丁目1-21	北	大阪府豊中市二葉町2丁目1番40号	輸送施設の使用停止(80日車)	道路運送法第25条	令和6年6月11日及び同年6月14日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者の制限違反(道路運送法第25条)	8	8
令和7年1月24日	株式会社新日本ツーリスト(法人番号5120001179916)代表者馬場悠介	大阪府大阪市平野区加美鞍作1-8-1	加美鞍作	大阪府大阪市平野区加美鞍作2丁目3番2号	輸送施設の使用停止(30日車)	道路運送法(以下、「法」)第9条の3第1項、第16条第1項、第27条第3項	令和6年8月8日、同年8月27日及び同年9月11日、新規許可を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運賃料金認可、運賃料金変更認可違反【運賃料金変更未認可】道路運送法(以下、「法」)第9条の3第1項(2)事業計画に定める業務の確保違反(法第16条第1項)(3)運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存義務違反【一部記録なし】(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	3	3
令和7年1月28日	阪急タクシー株式会社(法人番号8120901025225)代表者小野浩幸	大阪府池田市空港1丁目9番10号	池田	大阪府池田市豊島南2丁目10番15号	警告	道路運送法第27条第3項	令和6年10月11日、事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)	4	0
令和7年1月29日	平和タクシー株式会社(法人番号3120101006352)代表者後藤光典	大阪府堺市堺区南島町4丁目153番地	本社	大阪府堺市堺区南島町4丁目153番地	警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置駐車違反)が過去1年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。)による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
令和7年1月29日	国際タクシー株式会社(法人番号5120001163119)代表者山根成尊	大阪府東大阪市三島1-5-20	本社	大阪府大阪市西成区岸里2-13-3	警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置駐車違反)が過去1年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。)による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
令和7年1月29日	さくらタクシー株式会社(法人番号7120001241566)代表者金田隆司	大阪府大阪市福島区福島6丁目2番6号8階803号	加島第二	大阪府大阪市西淀川区竹島四丁目10番8号	警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置駐車違反)が過去1年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。)による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0